

2024年9月30日改訂

2019年5月26日初版

## JACP 臨床・疫学研究倫理委員会 審査料 基準

審査申請者（通常 施設ごとの研究責任者）は、JACP 臨床・疫学研究倫理委員会・事務局に申請申し込みを行うとき、下記区分に応じて審査料を所定の方法で支払うこととします。

初めての申請のケース、それぞれの区分などにご不明な点があれば、申請前にもご相談を受けますので同事務局へお問合せください。

研究責任者 審査区分	正会員・薬局会員・ 賛助会員 詳細下記。	非会員	備考
通常審査料	20,000 円	100,000 円	「通常審査」*1 詳細下記 委員会を開催して行い ます。
迅速審査料 (簡易審査)	薬局会員・賛助会員 に所属する正会員、 学生会員： 5,000 円 ----- 薬局会員・賛助会員 ・正会員いずれかに 該当する方： 10,000 円	30,000 円	「迅速審査」*2 詳細下記 委員会委員長から指名 された委員（通常2名） が審査します。

JACP 会員の区分：個人正会員（本協会の目的に賛同して入会した個人）

薬局会員（本協会の目的に賛同して入会した薬局または薬局法人）

賛助会員（本協会の事業を賛助するため入会した個人または法人、団体）

\*1 通常審査とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、平成 29 年 2 月一部改正）のもと設けられた、JACP 臨床・疫学研究倫理審査業務 手順書に定めた委員会を開催して行う審査です。

\*2 迅速審査とは、この場合の「迅速」は、英語では expedite（早く片付ける）に相当します。つまり、「迅速審査」とは、スピードが速いというよりも、簡単な手続きで行われ、委員会を開催して行う「通常審査」に対する「簡易審査」です。

迅速審査には、被験者保護に直接的影響を与えないと思われる無記名調査や介入・侵襲のない研究や軽微な変更などが相当します。通常、2名の委員により計画内容を科学的、倫理的な観点から迅速に審査します。凡そ2週間以内に申請者に暫定審査内容をお知らせし、次の委員会開催時に報告することにより他の委員に周知します。

\*3 多施設共同調査研究・迅速審査に該当する場合は、研究代表施設（研究代表者）からの申請審査でもって他の多施設の分の審査も包含することができます。そのとき、他の施設ごとの研究責任者による申請は不要となります。